

大規模災害時等における車両提供に関する協定書

令和5年6月15日

滋賀県

株式会社トヨタレンタリース滋賀

大規模災害時等における車両提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社 トヨタレンタリース滋賀（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における車両の調達および供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）等が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、甲が車両の調達を行う必要が生じた場合において、乙が車両を甲に提供することに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請内容および引渡し）

第2条 甲は、大規模災害時等において、車両の確保を図る必要があるときは、乙に対し、車両の提供を要請することができる。ただし、乙は、甲から要請があった場合において対応が可能な範囲で要請に応じるものとし、被災等により協力ができないときは、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲および乙は、次の各号に定めるところにより、甲からの要請による車両の引渡しを行うものとする。

（1） 乙は、甲からの車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、十分な保険を付した上で優先的に供給するものとする。

（2） 車両の引渡しは、原則として甲の指定する場所に配車する。

（3） 乙が甲に提供する車両は、甲が指定する車種であって、乙が提供可能なものとする。

（4） 甲は、乙から車両を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（5） 緊急を要する場合において、乙の営業時間外等に車両の引渡しを行うときは、引渡場所、方法等について、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に車両の要請をするときは、車両提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、e-mail、ファックス等により車両の提供を要請し、後日、速やかに車両提供要請書を提出するものとする。

（提供および実績報告）

第4条 乙は、前条の規定により、車両の提供を実施し、および終了したときは、その都度、車両提供報告書・実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく車両提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担すべき車両提供の価格等は、乙が事前に提供する料金表に基づくものとする。

(貸与期間)

第6条 車両の貸与期間は、車両の引渡し日から起算して1か月程度とする。ただし、貸与期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(車両の返却)

第7条 貸与者が甲に貸与した車両の返却時期および返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第8条 業務実施に伴い、甲および乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または提供車両に損害が生じた場合は、甲および乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により、甲は乙に報告し、その措置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙は提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険及び車両保険を付保するものとする。乙が加入する自動車保険の補償内容は以下の通りとし、甲は事故発生の際は速やかに乙の所管部署及び提供店舗へ連絡するものとする。

- (1) 対人賠償保険 1名につき無制限(自賠責含む)
- (2) 対物賠償保険 1事故につき無制限(免責5万)
- (3) 人身傷害保険 1名につき3,000万
- (4) 車両保険 時価額(免責5万。ただしバスは免責10万)

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じたときは、速やかに相手方へ報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲または乙から協定解除等の意思表示がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長させるものとし、その後においても同様とする。

(取決めの見直し等)

第 11 条 甲および乙は、大規模災害時等における本協定の実行性の確保のため、年 1 回を目途とし、取り決め内容の見直しを図るものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、乙の貸渡約款に基づき、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 1 5 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋 賀 県
知 事 三 日 月 大 造 印

乙 滋賀県草津市草津町 1862 番地 1
株式会社 トヨタレンタリース滋賀
代表取締役 岩 城 正 憲 印

様式第 1 号

年 月 日

車両提供要請書

株式会社 トヨタレンタリース滋賀 様

滋賀県知事

大規模災害時等における車両提供に関する協定書第 3 条の規定に基づき、車両提供を要請します。

要請日時	年 月 日		
要請理由			
要請車両の 車種・台数・期間	車種	台数	期間
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
その他事項			
滋賀県担当連絡先	所 属		
	氏 名		
	e-mail		
	電 話		
	F A X		

様式第2号

年 月 日

車両提供報告書・実績報告書

滋賀県知事 様

株式会社 トヨタレンタリース滋賀

大規模災害時等における車両提供に関する協定書第4条の規定に基づき、車両提供の実施について報告します。

貸出車両の車種・登録番号・貸出期間・日数・走行Km

車種	登録番号	期間	日数	走行Km
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
		年 月 日 ~ 年 月 日迄		
その他事項				
株式会社 トヨタレンタリース滋賀 担当連絡先	所属			
	氏名			
	e-mail			
	電話			
	FAX			